

# 喜多方市中央公民館公式facebook運用手順

令和2年9月1日

教育部中央公民館

## 趣旨

喜多方市情報セキュリティポリシーに基づき喜多方市中央公民館公式facebook運用手順（以下、「手順」という。）を定め、効果的な情報発信に向けて活用するものとする。職員は、この手順により、facebookを利用し業務上必要な情報発信を行うものとする。

## 1 アカウントに関する事項

### (1) facebookアカウント

名称：喜多方市中央公民館

分類：地方団体・公的機関

所有者：喜多方市教育部中央公民館

### (2) アカウント情報の公開

上記のアカウントが、喜多方市中央公民館の公式facebookアカウントであることを証するため、喜多方市公式ホームページ上で公開するものとする。

### (3) 利用範囲

中央公民館のほか業務上の必要性が認められる所属からも直接利用できるものとする。

### (4) アカウントの取得及び管理

アカウントの取得は中央公民館で行う。また、アカウントは適切に管理し、不正アクセスを防止するため庁舎内のみで使用するものとする。

## 2 運用にあたっての基本原則

(1) facebookを利用して情報を発信する場合には、喜多方市の職員であることの自覚と責任を持ち、地方公務員法その他の関係法令ならびに職員の服務や情報の取扱いに関する規程等を遵守しなければならない。

(2) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に関して十分留意しなければならない。

(3) 発信する情報は正確を期するとともに、業務上の利用であることの認識をもち、その内容について誤解を招かぬよう努めるとともに、一度facebook上に公開された情報は、削除が困難であることを認識し、使用しなければならない。

(4) 発信した情報により他者を傷つけたり、誤解を与えたりした場合には、誠実に対応するよう努め、攻撃的な反応には、冷静に対応しなければならない。

### 3 情報発信の手順

- (1) 情報の発信は、原則として所属長の決裁を受けるものとする。
- (2) 情報の発信は、庁舎内ネットワークに接続された端末を使用する。
- (3) 閲覧者から質問や意見等の投稿に対しての返信は原則行わないものとする。
- (4) 他者の投稿の引用や喜多方市以外が運用するサイトへのリンクは、内容を肯定していると誤解されることがあるため、喜多方市が構成員となっている機関、国または都道府県及びその関係機関が運営するサイトを除き原則行わないものとする。

### 4 発信してはならない情報

- (1) 守秘義務に関する情報や意思形成過程にある情報
- (2) 不敬な言い方を含む情報
- (3) 人種、思想、信条等の差別、または差別を助長させる情報
- (4) 違法行為またはこれをおおる情報
- (5) 噂やこれを助長する情報
- (6) わいせつな内容及びこれを含むサイトに関する情報
- (7) その他公序良俗に反する情報

### 5 トラブル発生時の対応

- (1) 成りすましが発生した場合、情報セキュリティ管理者は、速やかに情報システム責任者並びに統括情報セキュリティ管理者へ報告するとともに、喜多方市の公式ホームページ上で周知し、必要に応じ報道機関に情報提供を行う等成りすましが存在することの注意喚起を行うものとする。
- (2) アカウントが不正に利用され投稿されている事実を発見した場合又はその疑いがある場合、情報セキュリティ管理者は速やかに当該投稿を削除するとともに、直ちにアカウントのパスワードを変更しなければならない。

### 6 その他

- (1) facebookによる情報発信を行うため情報セキュリティ管理者が指名するfacebook責任者を置く。
- (2) 大規模災害時等不測の事態が発生した場合の利用については、別に定める。